

# 「心身障害児(者)施設地域療育事業の取り扱い について」の一部改正について

平成13年7月11日 障障発第20号

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

標記については、昭和55年7月26日児障第12号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知「心身障害児(者)施設地域療育事業の取り扱いについて」により行われているところであるが、今般、本通知の一部を下記のとおり改正し、平成13年4月1日から適用することとしたので、通知する。

## 記

- 1 2の(7)を次のように改める。
  - (7) 実施施設について  
実施施設は別表のとおりとする。

- 2 別表を次のように定め、本文の後に加える。

## [別表]

宿泊を伴う場合	宿泊を伴わない1日のうち、一定時間帯に保護等(日中受入れ)を行う場合
知的障害児施設 自閉症児施設 盲児施設 ろうあ児施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 重度身体障害者更生援護施設 身体障害者授産施設 重度身体障害者授産施設 身体障害者療護施設	左欄の実施施設に加え、  知的障害児通園施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児通園施設 知的障害者更生施設(通所) 知的障害者授産施設(通所) 身体障害者通所授産施設

なお、この事業の対象者に対して適切な処遇が確保される条件を備えている医療機関等がある場合は、これを実施施設として差し支えない。

- 3 別紙を別添のように改める。